国際法概論

助教授 演本 正太郎 shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

. 何を扱うのか

「国際社会を規律する法」(シラバス、目標1) 基本 = 国家間関係

- . 何のために学ぶのか
- 1.国際関係のよりよい理解のために例 9・11テロとアフガニスタン空爆 パレスティナ紛争 「不審船」問題
- 2.日本法のよりよい理解のために 例 「有事立法」 犯罪人引渡 人権保障
- 3 . 法のよりよい理解のために 「国内法とは異なる論理の法」
 - . 他の講義との関係
- 「国際法」が対象としないもの 国際私法 国際民事訴訟法 国際取引法 「国際法概論」から除かれるのは 紛争の平和的処理 戦争・安全保障法 国際機構法 国際人権法 国際経済法
- . 講義の範囲・順序

シラバス参照

. 学習法

教科書・参考書などについて 予習の仕方 試験対策 外国語について